

# 1 鳥取県公報

平成21年11月27日(金) 号外第125号

毎週火・金曜日発行

	目 次	
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(84) 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定による医師	
	の一部を改正する規則(8)(生活環境課)・・・・・・	• • • • • • • • • • • • 12

<del>────</del>公布された規則のあらまし<del>───</del>

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

中小企業者と漁業者とが連携した事業活動の促進による経営の向上及び改善並びに漁業の持続的かつ健全な 発展及びエネルギーの供給源の多様化等の重要性にかんがみ、漁業者と連携して合理的な漁業生産方式の導入 等を行う中小企業者等を沿岸漁業改善資金の貸付対象に追加するとともに、バイオ燃料製造業者と共同してバ イオ燃料の製造を行う漁業者に対する貸付条件の特例を定める。

# 2 規則の概要

- (1) 沿岸漁業貸付資金の貸付対象となる沿岸漁業従事者等に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下「農商工等連携促進法」という。)に規定する認定中小企業者を加える。
- (2) 農商工等連携促進法又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の規定による償還期間及び据置期間の特例を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

#### 規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 治

# 鳥取県規則第84号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等 (以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等 (以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部 分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(定義)

第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」と 第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」と は、次に掲げる者をいう。

- (1) 沿岸漁業の従事者
- (2) 沿岸漁業の従事者の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従 業者の数が20人以下であるもの
- (4) 前3号に掲げる者が実施する沿岸漁業の経営 の改善を促進するために普及を図る必要があると 認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業 生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産 方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式 の導入を含む。)を支援するため中小企業者と農 林漁業者との連携による事業活動の促進に関する 法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携 促進法」という。)第11条第1項の認定中小企業 者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定 中小企業者が団体である場合におけるその直接若 しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条 第2項第2号八に掲げる措置を行う場合における

(定義)

は、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等を いう。

## 当該認定中小企業者

2及び3 略

# (貸付けの申請)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸 第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸 漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画 書を添え、その者(その者が認定中小企業者である 場合にあっては、当該認定中小企業者と共同で農商 工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事 業を実施する第2条第1項第1号から第3号までに 掲げる者。以下この条において同じ。)の住所地又 は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下 「漁協」という。)を経由して知事に提出しなけれ ばならない。ただし、特別の理由により漁協を経由 して提出できない者は、その者の住所地又は事務所 の所在地の市町村の長を経由して提出することがで きる。

#### (貸付けの決定)

#### 第9条 略

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行うに 当たって、当該貸付けの決定に次に掲げる条件を付 すものとする。
  - (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的のために使 用しないこと及び貸付け後速やかに使用するこ
  - (2) 虚偽の申請及び報告を行わないこと並びに故 意に必要な事実の報告を怠らないこと。
  - (3) この規則及びこの規則に基づく契約並びにこ れらに基づく義務の履行を怠らないこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、債権の保全上著 しい支障を生ずることがないこと。
- たときは、その旨を当該申請者及び前条の規定によ り貸付申請書を経由した漁協又は市町村長(以下 「経由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協 同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知 し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その 旨を当該申請者及び経由漁協等に通知しなければな らない。

# (借用証書)

2 及び3 略

(貸付けの申請)

漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画 書を添え、その者の住所地又は事務所の所在地を地 区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を 経由して知事に提出しなければならない。ただし、 特別の理由により漁協を経由して提出できない者 は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の 長を経由して提出することができる。

(貸付けの決定)

第9条 略

 $|\underline{3}|$  知事は、 $\underline{9}$  1  $\underline{9}$  の規定により貸付けの決定を行っ $|\underline{2}|$  知事は、 $\underline{6}$  現の規定により貸付けの決定を行った ときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により 貸付申請書を経由した漁協又は市町村長(以下「経 由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協同組 合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸 付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当 該申請者及び経由漁協等に通知しなければならな い。

# (借用証書)

第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知 第10条 前条第2項の規定により貸付けの決定の通知 を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第 を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第 2号)を信漁連を経由して知事に提出しなければな 2号)を信漁連を経由して知事に提出しなければな らない。

#### (期限前償還)

号の一に該当するとき又は第9条第2項の貸付けの 条件に正当な理由なく違反したときは、支払期日前 に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金 の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)及び(2) 略

# 別表第1(第4条関係)

י ניס	((大) ( (大) ( 大)	利尔 丿		
	種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
			(据置期	
			間を含	
			む。)	
	1 経営等改			
	善資金			
	1 操船作			
	業省力化			
	機器等設			
	置資金			
	自 動 操	5,000,000	7 年 以	1 年 以
	だ装置そ	円	内 <u>。ただ</u>	内 <u>。ただ</u>
	の他の操		し、農商	し、農商
	船作業を		工等連携	工等連携
	省力化す			促進法第
	るための		13条の規	13条の規
	機器、設		定の適用	定の適用
	備又は装		を受ける	を受ける
	置(以下		場合又は	<u>場合にあ</u>
	「機器		農林漁業	<u>っては3</u>
	等」とい		有機物資	年以内
	う。)の		源のバイ	
	設置に必		オ燃料の	
	要な資金		原材料と	
			<u>しての利</u>	
			用の促進	
			<u>に関する</u>	
			法律(平	
			成20年法	
			律第45	
			<u>号。以下</u>	

らない。

# (期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付 けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一 部の償還を請求することができる。

# (1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がな くて貸付けの条件に違反したとき。

# 別表第1(第4条関係)

			別	表第一(第4条)	到徐)		
Į	償還期間	据置期間		種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
	(据置期					(据置期	
	間を含					間を含	
	む。)					む。)	
				1 経営等改			
				善資金			
				1 操船作			
				業省力化			
				機器等設			
				置資金			
0	7 年 以	1 年 以		自 動 操	5,000,000	7年以内	1年以内
3	内 <u>。ただ</u>	内 <u>。ただ</u>		だ装置そ	円		
	し、農商	し、農商		の他の操			
	工等連携	工等連携		船作業を			
	促進法第	促進法第		省力化す			
	13条の規	13条の規		るための			
	定の適用	定の適用		機器、設			
	を受ける	を受ける		備又は装			
	場合又は	<u>場合にあ</u>		置(以下			
	農林漁業	<u>っては3</u>		「機器			
	有機物資	年以内		等」とい			
	源のバイ			う。)の			
	才燃料の			設置に必			
	原材料と			要な資金			
	しての利						
	用の促進						
	に関する						
	法律(平						
	成20年法						
	律 第 4 5						
	<u>号。以下</u>						
	「農林漁						

2 作化設 つのろをすのの必金漁業機置動り他う省る機設要ろ省器資力機の作力た器置なう力等金式そ漁業化め等に資	工等連携 <u>促進法第</u> 13条の規 定の適用 を受ける 場合又は	1内し工促13定を場っ年の、等進条の受合て以以だ商携第規用るある。	2 作化設 つのろをすのの必金漁業機置動り他う省る機設要ろ省器資力機の作力た器置なう力等金式そ漁業化め等に資	5,000,000円	7年以内	1年以内
3 駆等金 2す等し作る補の器補動設 1にるを、動た機他等のの機をである。 ののといっているがいるがある。 ひににいる しょう いっこう はいい はいい はい の と 機 設 しん いん はいい と しん と	円 内 <u>。ただ</u> し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合又は	1 年以	3 駆等金 2す等し作る補の器補動設 1にるを、動た機他等機機置 及規機駆又さめ関のの関器資 び定器動はせのそ機設	5,000,000	7年以内	1年以内

置に必要	1	バイオ燃	年以内	1 1	置に必要		1	1
な資金		料法第10			な資金			
		条の規定			5723_			
		の適用を						
		受ける場						
		合にあっ						
		<u>ては9年</u>						
		以内						
4 燃料油					4 燃料油			
消費節減					消費節減			
機器等設					機器等設			
置資金					置資金			
推進機	25,000,000	7 年 以	1 年 以		推 進 機	13,000,000	7年以内	1年以内
関その他	<u>円</u>	内 <u>。ただ</u>	内 <u>。ただ</u>		関その他	<u>円</u>		
の漁船に		し、農商	し、農商		の漁船に			
設置され		工等連携	工等連携		設置され			
る機器等		促進法第	促進法第		る機器等			
であっ		13条の規			であっ			
て、通常		定の適用	定の適用		て、通常			
の型式の		を受ける	<u>を受ける</u>		の型式の			
もの又は		場合又は			もの又は			
通常の方		農林漁業			通常の方			
式による		バイオ燃	年以内		式による			
ものと比		料法第10			ものと比			
較して燃		条の規定			較して燃			
料油の消		の適用を			料油の消			
費が節減		受ける場			費が節減			
されるも		合にあっ			されるも			
のの設置に必要な		<u>ては9年</u> 以中			のの設置 に必要な			
資金		<u>以内</u>			資金			
					5 新養殖			
技術導入					技術導入			
資金					資金			
知事が	4,000,000	4 年 以	2 年以		知事が	4,000,000	4年以内	2年以内
定める基		内 <u>。ただ</u>			定める基	円		
準に基づ			し、農商		準に基づ			
き、知事			工等連携		き、知事			
が定める		促進法第			が定める			
種類に属		13条の規	13条の規		種類に属			
する水産		定の適用	定の適用		する水産			
動植物の		を受ける	を受ける		動植物の			
養殖の技		場合又は	場合にあ		養殖の技			
術(以下		農林漁業	っては3		術(以下			
「養殖技		バイオ燃	年以内		「養殖技			

1	付 」とい	料法第10		1 1	術」とい			ĺ	
	う。) 又	条の規定			う。) 又				
	は知事が	の適用を			は知事が				
	定める養	受ける場			定める養				
	殖技術を	合にあっ			殖技術を				
	導入する	ては5年			導入する				
	場合にお	<u>以内</u>			場合にお				
	いて、当				いて、当				
	該養殖技				該養殖技				
	術により				術により				
	水産動植				水産動植				
	物の養殖				物の養殖				
	を行うの				を行うの				
	に必要な				に必要な				
	資金				資金				
	6 資源管				6 資源管				
	理型漁業				理型漁業				
	推進資金				推進資金				
	知事が	12,000,000 1 0 年 以	3 年以		知事が	12,000,000	10年以内	3年以内	
	定める基	円 内 <u>。ただ</u>	内 <u>。ただ</u>		定める基	円			
	準に基づ	し、農商	し、農商		準に基づ				
	き、水産	工等連携	工等連携		き、水産				
	資源の管	促進法第	促進法第		資源の管				
	理に関す	<u>13条の規</u>	13条の規		理に関す				
	る取決め		定の適用		る取決め				
	を締結し		を受ける		を締結し				
	て水産資	場合又は			て水産資				
	源を合理	農林漁業			源を合理				
	的かつ総		<u>年以内</u>		的かつ総				
	合的に利	<u>料法第10</u>			合的に利				
	用する漁	条の規定			用する漁				
	業生産方	<u>の適用を</u>			業生産方				
	式の導入	<u>受ける場</u>			式の導入				
	(当該漁	合にあっ			(当該漁				
	業生産方	<u>ては12年</u>			業生産方				
	式の導入	以内			式の導入				
	と併せ行 う水産物				と併せ行				
					う水産物の合理的				
	の合理的				の合理的な加工方				
	な加工方 式の導入				な加工方 式の導入				
	エの導入を含む。)				エの導入を含む )				
	を召むりを行うた				を召む) を行うた				
	めに必要				めに必要				
	と がに必要 な機器等				めに必要な機器等				
	る版品守				る版品守			1	

の購入又				1	の購入又			
は設置に					は設置に			
必要な資					必要な資			
金					金			
7 環境対					7 環境対			
応型養殖					応型養殖			
業推進資					業推進資			
金					金			
知事が	20,000,000	10年以	3 年以		知事が	20,000,000	10年以内	3年以内
定める基	円	内 <u>。ただ</u>	内 <u>。ただ</u>		定める基	円		
準に基づ		し、農商	し、農商		準に基づ			
き、漁場		工等連携	工等連携		き、漁場			
の保全に		促進法第	促進法第		の保全に			
関する取		13条の規	13条の規		関する取			
決めを締		定の適用	定の適用		決めを締			
結して養		を受ける	を受ける		結して養			
殖業の生		場合又は	<u>場合にあ</u>		殖業の生			
産行程を		農林漁業	<u>っては5</u>		産行程を			
総合的に		バイオ燃	<u>年以内</u>		総合的に			
改善する		料法第10			改善する			
漁業生産		条の規定			漁業生産			
方式の導		の適用を			方式の導			
入を行う		受ける場			入を行う			
ために必		合にあっ			ために必			
要な機器		ては12年			要な機器			
等(資材		<u>以内</u>			等(資材			
を含む。)					を含む。)			
の購入又					の購入又			
は設置に					は設置に			
必要な資					必要な資			
金					金			
8~13 略	略	略	略		8~13 略	略	略	略
2 略	略	略	略		2 略	略	略	略
3 青年漁業					3 青年漁業			
者等養成確					者等養成確			
保資金					保資金			
1 及び 2	略	略	略		1 及び 2	略	略	略
略					略			
3 漁業経					3 漁業経			
営開始資					営開始資			
金 /					金			
	20,000,000		3年以内			20,000,000	10年以内	3年以内
定める基		内 <u>。ただ</u>			定める基	円		
準に基づ		し、農林			準に基づ			
き、青年		<u>漁業バイ</u>			き、青年			

ĺ	漁業者又	才燃料法	
	はその組	第10条の	
	織する団	規定の適	
	体が、近	<u>用を受け</u>	
	代的な沿	<u>る場合に</u>	
	岸漁業の	<u>あっては</u>	
	経営を自	<u>12年以内</u>	
	ら行う場		
	合に当該		
	経営を開		
	始するの		
	に必要な		
	資金		

漁業者又 はその組 織する団 体が、近 代的な沿 岸漁業の 経営を自 ら行う場 合に当該 経営を開 始するの に必要な 資金

様式第2号(第10条関係)

(表面) 略

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下)第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下) 「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」とい う。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償 ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

(1)及び(2) 略

- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競 <u>売の申立てがあったとき、又は</u>破産若しくは再生 手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所によ り取引停止処分を受けたとき、又は清算に入った とき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押え を受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、そ の1つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等 が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交 換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、 又は公用収用されたとき。

<u>(8)</u> 略

(9) 略

第2条~第9条 略

様式第2号(第10条関係)

(表面)略

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」とい う。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償 還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直│ 還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直 ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

(1)及び(2) 略

<u>(3)</u> 略

(4) 略

第2条~第9条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成21年11月27日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一

#### 鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則(平成21年鳥取県公安委員会 規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改正前

# 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による 医師の指定に関する規則

#### (医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6号。以下「法」という。)の規定による医師の 指定(以下「医師の指定」という。)は、法第4 条の3第2項の規定によるものにあっては次の表 の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12 <u>条の3の規定によるものにあっては同表</u>の左欄に 掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同 表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行う ものとする。

i	受診命令の対象者	医師
	1 法第5条第1項第3号の政令で	略
	定める病気(銃砲刀剣類所持等取	
	締法施行令(昭和33年政令第33	
	号)第8条第3号に定める病気を	
	除く。)にかかっているおそれの	
	ある者並びに法第5条第1項第4	
	号及び第5号に該当するおそれの	
	ある者	
	2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令	略

# 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の 規定による医師の指定に関する規則

## (医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6号。以下「法」という。) <u>第12条の3</u>の規定に よる医師の指定(以下「医師の指定」という。) は、次の表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のう ちから行うものとする。

受診命令の対象者	医師
法第5条第1項第2号の政令で定め	略
る病気(銃砲刀剣類所持等取締法施	
行令(昭和33年政令第33号)第5条	
の2第3号に定める病気を除く。)	
にかかっているおそれのある者並び	
に法第5条第1項第3号及び第4号	
に該当するおそれのある者	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5	略

第8条第3号に定める病気にかか			条の2第3号に定める病気にかかっ	
っているおそれのある者			ているおそれのある者	
3 介護保険法(平成9年法律第	略		介護保険法(平成9年法律第123	略
123号)第 8 条第16項に規定する			号)第8条第16項に規定する認知症	
認知症であるおそれのある者			であるおそれのある者	
		:		

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。